



# そのトラブル 岡山仲裁センターで 解決しませんか

～紛争解決の選択肢がもう一つあります～

災害ADR（新型コロナウイルス感染症関連）  
リモートADR（ウェブ会議による期日開催）  
を開始します

岡山仲裁センターは、中立の立場の弁護士が、民事・家事の紛争（トラブル）について、当事者間の話し合いによる解決をお手伝いする、裁判外紛争解決（ADR）機関です。簡単・迅速な手続で、納得のいく解決を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症に起因するトラブル（たとえば結婚式などのキャンセル料、解雇・休業手当、家賃の問題など）については、申立手数料・期日手数料を無料、和解成立時の成立手数料を通常の半額とします（災害ADR）。

また、新型コロナウイルス感染症に起因するトラブル、それ以外のトラブルについても、仲裁人と両当事者の了解があるときは、ウェブ会議システム（Microsoft TeamsまたはZoom）を利用して、リモートでの話し合いの期日を開くことができるようになりました（リモートADR）。

利用（申立て）を希望される場合は、岡山弁護士会の弁護士による法律相談を受け、紹介状を受け取ってください。

裁判や泣き寝入りの前に、弁護士会の仲裁を試してみませんか？ご利用をお待ちしています。

お問い合わせ、詳細は

岡山弁護士会 岡山仲裁センター  
（電話：086-223-4401 [www.okaben.or.jp](http://www.okaben.or.jp)）